

村山市監査委員公告 第 14 号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 7 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監 査 の 対 象 各地域まちづくり協議会（大久保、富本、袖崎、大高根）
2. 監 査 の 期 間 令和 8 年 8 月 25 日から令和 8 年 9 月 7 日まで(大久保、富本)
令和 8 年 8 月 26 日から令和 8 年 9 月 7 日まで(袖崎、大高根)
3. 監 査 の 範 囲 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月末日までにおける財務に関する
事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監 査 の 方 法 事前に提出を求めた資料について、令和 7 年 8 月 25 日及び 26 日に関
係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係諸帳
簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監 査 の 着 眼 点 財政的支援を受けている事業を目的に沿って適切に行っているか、財
務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行さ
れているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。